

幼保連携型認定こども園、保育所、家庭的保育事業等の 認可及び利用定員の設定について

1. 認可

(1) 条例等で定める認可の基準

認可の申請があったときは、条例で定める設備及び運営に関する基準に適合するかについて審査するほか、各法律等に掲げる基準によって審査を行う。

- ・幼保連携型認定こども園については、「神戸市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「認定こども園法」という。）等によって審査を行う。
- ・保育所については、「神戸市保育所等の設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び、児童福祉法等によって審査を行う。
- ・家庭的保育事業等については、「神戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び、児童福祉法等によって審査を行う。

(2) 意見聴取

認可にあたっては、幼保連携型認定こども園については幼保連携型認定こども園に関する審議会において（認定こども園法第17条第3項）、保育所・家庭的保育事業等については児童福祉審議会において（児童福祉法第34条の15第4項、第35条第6項）、意見を聴かなければならない、と定められている。

(3) 神戸市における既存の幼稚園・保育園から認定こども園への移行に対する考え方

既存の幼稚園・保育園から認定こども園への移行については、神戸市子ども・子育て支援事業計画の中で、「認定こども園が、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、その普及を図るものとし、既存の幼稚園・保育園から認定こども園への移行については、原則認可すること」としている。

(4) 保育定員確保の具体的な方策

2号・3号ともに確保が必要で、確保量の大きい区域については、既存園の活用とともに、新設園の整備により定員の拡大を行う。

対象区域：東灘、灘、中央、垂水

上記以外の区域においては、既存園の活用による保育定員の拡大を基本とするが、小規模保育事業を中心に地域型保育が増加したことにより、3歳以降の受け皿の確保が課題となっていることから、2号の確保量がない地域においても、必要に応じて、2号定員の拡大もあわせて行うものとする。

対象区域：北、北神、須磨本区、長田

ただし、区域内で就学前児童が特定地域に集中しているため、保育枠が不足しているような場合は、保育ニーズの状況を見極めつつ、新設園の整備も含めた保育定員の拡大を検討する。

対象区域：兵庫、北須磨、西

小規模保育事業の拡大については、今後、補完的に、局所的なニーズや保育枠不足に対応するものとする。

事業所内保育事業については、企業の雇用確保と多様な保育ニーズへの対応という観点から、区域別の確保量にかかわらず、全市的に配置していくこととする。

2. 利用定員の設定

(1) 確認における利用定員の設定

子ども・子育て支援新制度において、認定こども園法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市長が、対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とすることとしている。

給付の対象となることを確認するにあたっては、神戸市子ども・子育て支援事業計画に照らし、認可定員の範囲内で認定区分ごとの利用定員を定めることとなっている。

(2) 利用定員の設定区分

教育・保育施設の設置者、地域型保育事業を行う者の申請により、1号、2号、3号（満1歳未満と満1歳以上に区分）認定の区分ごとに利用定員を定めて、市長が確認を行うこととされている。

(3) 意見聴取

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときには、あらかじめ、審議会において、その意見を聴かなければならない、と定められている。（子ども・子育て支援法第31条第2項、第43条第3項）

(4) 利用定員の上限・下限

幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所	20人以上
小規模保育事業	6人以上19人以下
事業所内保育事業	小規模型19人以下、保育所型20人以上
家庭的保育事業	5人以下

(5) 神戸市における既存施設から幼保連携型認定こども園に移行する場合の考え方

供給過剰地域において、幼稚園から移行する認定こども園の2・3号子どもの利用定員は10人以下とし、実際に入園している保育の必要な子どもの数が10人を超える場合は、その数を上限とする。

また、保育園から移行する認定こども園の1号子どもの利用定員は15人以下とする。

認可及び確認の申請数（平成30年3月現在）

種類	施設類型	件数
教育・保育施設	幼保連携型認定こども園	19
	幼稚園型認定こども園	(※) 1
	新制度移行幼稚園	(※) 1
	保育所	1
地域型保育事業	小規模保育事業	13
	事業所内保育事業	0

(※) 確認のみ